

第10回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和3年3月25日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第10回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、青木芳光、長竹武男、鴫田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、萩原晴夫、齋藤 幹、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 川田和之、主幹 日下部 純、主査 齋藤玲子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>推進委員の出席は18名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により、担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号について</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地所有適格法人の承認について</p>
----	---

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第10回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時34分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。
3番 石橋委員、12番 河内委員を指名いたします。
ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。それでは1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が3件、筆数が4筆、面積が1,373㎡となっております。続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が11件、筆数が14筆、面積が6,132㎡となっております。合計いたしまして件数が14件、筆数が18筆、面積が7,505㎡となっております。また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから5ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は、名草下町地内の田、62㎡ほか8筆、計4,835㎡です。
譲受理由は、自作地に近く耕作に便利なためで、譲渡理由は、高齢であるため、経営を縮小したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

なお、当案件は議案第2号1番に関連するものです。

議案書の27ページをご覧ください。1番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。ページ右に位置図を載せてあります。なお、3月11日に事務局による事前調査を行っており、その際の現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書6ページにお戻りください。

2番、申請地は、奥戸町地内の畑、525㎡です。

譲受理由は、耕作に便利なためで、譲渡理由は、耕作に不便なためというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

議案書の28ページをご覧ください。2番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。位置図はページ右で、現地の様子はご覧の通りです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請2件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

3番 石橋委員。

3番

3番 石橋です。実情調査の結果を報告いたします。資料の27ページをご覧ください。

調査年月日は令和3年3月16日、火曜日、午前8時30分から、調査班は三田委員を班長といたしまして、小山委員、桐生委員、星野職務代理、私の5名で調査を行いました。調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。申請地は適正に耕作及び管理されておりました。譲受人の自作地については、合計30筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の自作地と隣接しており、耕作をするのに利便性が良く、また、所有する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見はございますか。

推進委員

意見はありません。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第1号1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

2番 桐生委員。

2番 桐生です。実情調査の結果を報告いたします。資料の28ページをご覧下さい。

調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。申請地は畑として適正に耕作されておりました。譲受人の自作地については、合計8筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の自宅と隣接しており、耕作をするのに利便性が良く、また、所有する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等がございますか。

推進委員 意見はありません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号2番はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の7ページをお開きください。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。今月の4条申請は1件です。

1番、申請地は名草下町地内の田、821㎡のうち105.04㎡ほか8筆、計3,634㎡のうち378.41㎡です。

施設の概要は農業用通路で、自己農地へ進入する通路を作りたいというものです。申請理由は記載のとおりで、農地区分は第2種農地です。

議案書の29ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。3月11日に行った事前調査時の現地の様子をご覧のとおりで、すでに砂利が敷かれており、是正の申請となります。(モニター画面に投影)

なお、備考にもありますが、議案第1号1番と関連します。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の8ページをお開きください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

3月の申請件数は21件、うち太陽光14件、一般住宅6件、直売所用地1件となりました。議案書には23件が上程されていますが、11ページの議案番号18番と12ページの議案番号19番が取り下げられましたので、申請件数は21件となります。

なお、令和2年度の合計ですが、件数が123件で前年から73件の減少、面積が25haで前年から3.3haの増です。増加の理由は、フラワーパーク駐車場約10haの一時転用です。フラワーパークの許可分を除けば、前年比7割の面積です。

では、議案の説明に入ります。

1番、申請地は名草中町地内の田、2, 218㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル400枚を668㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。備考欄は許可基準及び関連情報です。ご確認いただければと思います。

議案書の30ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が31ページから38ページに載せてありますので、ご覧ください。事務局による事前調査時の写真はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

なお、1番のほか5番から16番までの13件が、名草地区における同一譲受人による太陽光発電を目的とした申請となっております。

では、議案書8ページにお戻りください。

2番、申請地は月谷町地内の田、1, 362㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル204枚を455㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の39ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書8ページにお戻りください。

3番、申請地は大月町地内の田、335㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積120.27㎡を建築するものです。

申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の40ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書8ページにお戻りください。

4番、申請地は大月町地内の田、367㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積81.15㎡を建築するものです。

申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の41ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書9ページをお開きください。続く5番から16番までは、名草地区の第2種農地において、同一の譲受人が、所有権移転の売買で、太陽光発電設備用地を目的とした申請となっております。

5番、申請地は名草下町地内の田、297㎡ほか1筆、計399㎡に、太陽光発電パネル100枚を167㎡に設置するものです。

議案書の42ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書9ページにお戻りください。

6番、申請地は名草下町地内の田、1,414㎡に、太陽光発電パネル400枚を668㎡に設置するものです。

議案書のページ43をご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書9ページにお戻りください。

7番、申請地は名草下町地内の田、876㎡ほか2筆、計1,240㎡に、太陽光発電パネル400枚を668㎡に設置するものです。

議案書の44ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書9ページにお戻りください。

8番、申請地は名草下町地内の田、862㎡ほか1筆、計1,123㎡に、太陽光発電パネル300枚を501㎡に設置するものです。

議案書の45ページをご覧ください。8番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書9ページにお戻りください。

9番、申請地は名草中町地内の田、1,686㎡に、太陽光発電パネル400枚を668㎡に設置するものです。

議案書の46ページをご覧ください。9番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書10ページをお開きください。

10番、申請地は名草中町地内の田、1,361㎡に、太陽光発電パネル400枚を668㎡に設置するものです。

議案書の47ページをご覧ください。10番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書10ページにお戻りください。

11番、申請地は名草中町地内の田、1,272㎡ほか1筆、計1,341㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル400枚を668㎡に設置するものです。

議案書の48ページをご覧ください。11番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書10ページにお戻りください。

12番、申請地は名草中町地内の田、1,239㎡に、太陽光発電パネル400枚を668㎡に設置するものです。

議案書の49ページをご覧ください。12番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書10ページにお戻りください。

13番、申請地は名草中町地内の田、1,560㎡に、太陽光発電パネル400枚を668㎡に設置するものです。

議案書の50ページをご覧ください。13番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書10ページにお戻りください。

14番、申請地は名草中町地内の田、611㎡ほか1筆、計1,100㎡に、太陽光発電パネル312枚を521.04㎡に設置するものです。

議案書の51ページをご覧ください。14番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。

おりです。(モニター画面に投影)

では、議案書11ページをお開きください。

15番、申請地は名草中町地内の田、928㎡に、太陽光発電パネル276枚を460.92㎡に設置するものです。

議案書の52ページをご覧ください。15番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書11ページにお戻りください。

16番、申請地は名草上町地内の田、119㎡ほか2筆、計1,655㎡に、太陽光発電パネル400枚を668㎡に設置するものです。

議案書の53ページをご覧ください。16番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書11ページにお戻りください。

17番、申請地は大沼田町地内の畑、181㎡ほか1筆、計440㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積106.29㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地です。

議案書の54ページをご覧ください。17番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書12ページをお開きください。

20番、申請地は迫間町地内の畑、面積は397㎡のうち156.6㎡、用途は直売所用地です。一部使いとなっておりますが、こちらは397㎡のうち36㎡が携帯電話の中継基地、204.4㎡がフラワーパークの駐車場用地で、残る156.6㎡を、大藤祭りの時期に、いちごの直売所用地として使いたいというものです。契約内容は貸借権の設定、農振農用地です。なお、農振農用地は、原則、転用を許可できませんが、一時的な利用、いわゆる一時転用で、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない場合という不許可の例外規定があります。

議案書57ページをご覧ください。20番の調査書となっております。調査書は、各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書12ページにお戻りください。

21番、申請地は五十部町地内の田、316㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積121.72㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の58ページをご覧ください。21番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のと

おりです。(モニター画面に投影)

では、議案書12ページにお戻りください。

22番、申請地は新宿町地内の畑、297㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積127.51㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地です。

議案書の59ページをご覧ください。22番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書12ページにお戻りください。

23番、申請地は羽刈町地内の畑、410㎡ほか1筆、計651㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積88.71㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の60ページをご覧ください。23番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

なお、2件が取り消されましたので、12ページ下の合計の筆数は31筆、計21,429㎡のうち21,188.6㎡、田19,836㎡へ修正をお願いします。

以上、5条許可申請21件です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番 小山委員。

1番

1番 小山です。

実情調査の結果を報告いたします。資料の30ページをご覧ください。

調査年月日、調査班については、3条申請と同じです。調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業拡大を目的に、申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

日当たりなどの条件に適した本申請地を含めた計6筆、約7,000㎡が隣接する形での計5件の申請となっております。今回も官地の払下げはせず、低圧事業地として個々の申請となっておりますが、昨年4月から、事業者として低圧の事業認定が取得しにくくなったため、1年後には高圧に切り替えるとのことでした。

転用費用は、13件分すべてを自己資金で賄い、売電単価はすべて税抜き14円で、本申請は年間約160万円の売電益となり、9年目には収支がプラス

になる見込みです。

申請人はこれまで、公図と現況が一致しない農地について、官地をすべて残し、官地およびその周辺の草刈りを行う約束でした。しかし、名草地区において、管理が行き届かない場所が散見されるため、事業地の地先管理をするほか、水路に砂利が落ちないように施工する、着工前に堰の管理者もしくは農地利用最適化推進委員に水の流れを確認する、などを求め、了承を得ました。なお、官地の管理については、契約業者が従業員の人数を増やして対応することです。最後に、今後、高圧の事業地として農地をまとめても、官地の払下げは行わない方針とのこと、そうならば、官地のより徹底した管理が求められることを伝え、理解いただきました。

申請地は、東側、南側は田および宅地、北側および西側は田で、水路機能が維持されれば、周辺農地への影響はないと考えます。

結論として、申請地は、名草中町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。以上で、報告を終わります。

議長 ここで、担当地区推進委員からの意見はございますか。事前に、水路の確認をされているということですが。

推進委員 問題はありません。

議長 本件について、意見を求めます。

3番 石橋委員。

3番 石橋です。今回、現地調査と実情調査を行った中で、官地については、今後も適正に維持する、ということで申請人も了承したわけですが、太陽光の場合は、公図幅が4mあるのに現地は3mしかない、といったケースが多々あります。当然、農業者が農地を利用する場合は、公図幅をそれほど意識しないで、便宜上、耕作しやすいように現地を作りこんでいることが、どこの地区でもあると思います。しかし、やはり土地を売買によって取引するわけです。一般住宅の場合は開発行為がありますので、境界確定が必要ですが、太陽光の場合は、単に農地から雑種地への転用ですので、境界確定がまったくなされません。今後、境界確定を義務付けるというか、公の機関による境界確認が必要ではないか、と現地調査をしたうえで思いました。

議長 申請段階での境界確認は、どのように行われているのでしょうか。

主査 太陽光の場合は、境界確定が義務付けられておりません。今後も義務付け、とはならないと思いますが、現在は、申請段階で仮杭等を入れていただき、境界を確認できる状態にしてもらっています。

議長 以前、境界問題で申請の受付が遅れた、という案件がありましたよね。

主査 はい。隣地の土地所有者が、勝手に仮杭が打たれていたため了承せず、お互いが納得した後に申請を受付けた、というものがありました。

3番 現地の畦畔が、農業者によって削られ、元の幅から狭くなってしまった状態

を事業区域としてフェンスを張られると、周辺農地に支障が出る場合があります。

主査
議長

その部分を頭に置き、申請協議をしていきたいと思います。

先の報告にもありましたが、この業者は今後も、官地を残して申請すること、これまでも、この業者に対し、官地の管理をしっかりするよう要請してきたところですが、しかし、不適切な官地の管理が散見されたので、この業者には強く改善を求め、業者からはきちんとやります、という返答をいただいたところですが、もう一つ、本市において、官地の払下げを行い、大規模に転用を行っている業者もいて、その業者の案件については、今のところ、周辺農地に影響がないという判断をしています。今回気になったのは、生活排水を流すような水路に使われている場合に、当会としては農地の問題でしか突っ込めない、というところがありますが、今後、大規模な太陽光事業地内に残った官地に生活排水を流す場合に、そこが市の水路であれば市が改修することになると思いますが、改修するための機械が入っていけない、ということも危惧されます。公図と見比べて明らかに官地幅が異なることがないように、現地調査でしっかり確認してください。また、過去の許可地の周辺で水路等に影響が出ることが明らかになった場合は、事務局に報告してください。事務局は、過去の許可案件について、事業計画どおりに行われていなければ、申請時に指導する等の対応をお願いしたいと思います。

他に意見はございますか。

【意見なし】

議長

それでは本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から23番を上程いたします。本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

異議なしと認め、2番から23番はそのように決定いたしました。

続いて議案第4号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

主幹

議案書13ページをお開きください。議案第4号農地所有適格法人の承認について、ご説明いたします。「農地所有適格法人」とは、農地の権利を有して農地を耕作し、農業経営を行うことのできる法人のことをいいます。農地法にその要件等が規定されており、農業委員会が審査をし、「農地所有適格法人」として承認をすれば農地の取得等が可能となります。

それでは14ページの総括表をご覧ください。1番が新規の承認申請で、2番から9番が既に農地所有適格法人として承認されている法人からの報告書となっております。

それでは1番についてご説明いたします。申請人は市内に本店を有する農業の経営を主な目的とする資本金100万円の株式会社です。今回農地所有適格法人の承認申請が提出されましたので、3月16日に開催された運営委員会において申請人からの実情調査を行い、記載のとおり必要な条件を満たしており、適格であるとの判断をいただいております。

議案書の61ページをお開きください。運営委員会の資料を載せてあります。61ページ右側に要件チェック表、62ページから63ページに営農計画書、64ページに法人登記簿、65ページから69ページ左側に定款、69ページ右側から71ページに決算報告書、72ページに利用権設定申出書の写し、73ページに地籍図を載せてありますのでご覧ください。

続きまして2番から9番です。今回農地所有適格法人の報告書が提出されましたので、3月16日に開催された運営委員会において、提出された各報告書に基づく審査を行っていただき、記載のとおり全て必要な条件を満たしており、適格であるとの判断をいただいております。

前回まで全員協議会に付議していましたが、農業委員会としての決定が必要であることがわかりましたので、今月から総会付議案件とさせていただきます。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件は先に1番から8番を上程します。本件は運営委員会が調査しておりますので、報告を求めます。

議長

15番 遠藤委員。

15番

15番 運営委員長の遠藤です。

農地所有適格法人にかかる運営委員会の審査結果を報告いたします。

まず、1番の実情調査結果を報告いたします。

今回は、農地所有適格法人としての承認の申出に伴い、別添の資料にもとづきまして、代表者出席のもと実情調査を行いました。調査年月日は、令和3年3月16日、火曜日、午後1時30分から、運営委員5名で調査を行いました。

申出の内容、理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の実情調査で、市内でトマト栽培を中心とした農業経営を行っているが、中間管理機構を通じた貸し借りを始めるのを契機に、従業員の雇用環境の整備及び従業員の雇用を促進するため法人を設立したので、農地所有適格法人として承認されたいとのことでした。このたび、代表者とその父親が所有する上洪垂町地内の農地10筆、合計22,021㎡を新たに法人名義に移したい、法人化したことで社会保障費の支出が増えたのとコロナ禍によるトマトの価格低迷でなかなか経営は厳しい、ハウスのリースの返済が終わればハウスを増やしたい、農閑期の仕事を生み出すため夏イチゴにも挑戦したいとの話を聞くことができました。

また、農地所有適格法人の要件もすべて満たしていること、また同社の営農

への強い意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、同社を農地所有適格法人として承認したいと考えています。

次に、2番から9番についてですが、運営委員会に事務局より提出された各法人の報告書に基づき審査を行い、総括表のとおり、すべての法人が農地所有適格法人の要件をすべて満たしていることを確認いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

10番 星野委員。

10番 星野です。1番ですが、これまでも法人だったと思います。今回の適格法人との違いを教えてください。

主幹 64ページをお開きください。法人登記簿を掲載してございます。平成30年9月13日に設立された、1,000株発行の株式会社です。平成30年10月に認定農業者として認定されたと聞いています。

今回、あらためて適格法人の申請が出されたということですが、一般法人と農地所有適格法人との違いについて説明いたします。14ページの総括表をご覧ください。表の最上段にあります法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の4つの要件を満たした場合に、適格法人として認められるわけです。1番については、この4点を満たしております。以上です。

議長 農地所有適格法人は、農地を所有する、買うことができるという点が、一般の法人と最も違います。

それでは、1番から8番を承認することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第4号1番から8番はそのように承認いたしました。続いて9番を上程いたします。

ここで農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、14番、赤坂委員の退席を求めます。

【午前10時56分 退席】

主幹 すみません、1点、修正がございます。9番の事業要件の中で、ナスを削除してください。申し訳ありません。大変失礼いたしました。

議長 本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を承認することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第4号9番はそのように承認いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、赤坂委員の出席を求めます。

【午前11時5分 出席】

議長 続いて議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

主幹

議案書の15ページをお開きください。

議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今回は令和3年3月31日公告分であります。

それでは、議案書の16ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。

はじめに貸借権設定ですが、12件で面積39,725.61㎡です。詳細が17ページから21ページに記載されておりますのでご覧ください。

それでは17ページをお開きください。申請番号1番及び2番については、さきほど農地所有適格法人として承認されましたので、解除条件付一般法人のところを農地所有適格法人と修正いただきたくお願いいたします。

続きまして、18ページをお開きください。申請番号3番について、新規就農の案件ですのご説明いたします。議案書74ページをお開きください。3月16日に開催された運営委員会の資料を掲載しております。申請人は障がい者の就労支援を目的とする一般社団法人で、就労支援事業の一環として申請地を借り受け、新たに蕎麦の栽培を始めたいというものです。申請地は名草下町地内の田310㎡ほか15筆計9,332㎡で、契約期間は5年間です。ここで資料の修正をお願いします。74ページの2申請地中の㊸の面積が201㎡とありますが142㎡の誤りでした。また、これに合わせて合計面積が9,391㎡から9,332㎡へ変更となりますので併せて修正をお願いいたします。議案書74ページ右側から75ページに営農計画書、76ページに法人登記簿、77ページから83ページ左側に定款、83ページ右側に収支予算書、84ページと85ページに利用権設定の申出書、86ページに位置図と地籍図を掲載しております。

続きまして、所有権移転ですが今月はございません。

審議の後、承認をいただきましたら、3月31日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に3番を上程いたします。

本件は運営委員会が調査しておりますので、報告を求めます。

15番 遠藤委員。

15番

15番 運営委員長の遠藤です。新規就農について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。

今回は、申請人からの農地の利用権設定の承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと実情調査を行いました。調査年月日は、令和3年3月16日、火曜日、午後2時00分から、運営委員5名で調査を行いました。申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、申請人からの実情調査で、申請人は障害者の通所事業所の開設を目指す一般社団法人で、通所事業の通所作業メニューの一つに農作業を取り入れ

るため新規就農し、新たに利用権設定する田で主に蕎麦を生産したいので承認されたいとのことでした。また、地元の有志の方と協力し耕作放棄地の解消と有害鳥獣駆除に取り組みたい、地区住民の理解を得るため地元説明会を開催したいという話も聴くことができ、申請人に営農への強い意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、申請人の新規就農及び利用権設定を承認したいと考えています。なお、一般社団法人につきましては、社会福祉事業目的であれば農地法の特例で貸し借りができる旨事務局から報告がありましたことを申し添えます。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

2番 桐生委員。

2番 桐生です。確認させていただきたいのですが、障害者の方は、市内の障害者施設から通うのでしょうか。

主幹 聞いている範囲ですが、対象者である障害者は、ご自宅から通所事業所へ通い、一日作業を行い、その作業に対する賃金が支払われる、ということです。基本的には市内の自宅から来ていただきます。また、喫茶店でのお手伝いなど、いくつか作業のメニューがあって、その一つが農作業で、作業をローテーションし、飽きさせないようにするそうです。

議長 ほかに、ございませんか。

4番 藤生委員。

4番 藤生です。新規農家になった後の営農報告は求めるのでしょうか。

主幹 解除条件付き一般法人で農地を借りた場合は、年1回、報告書を出してもらうこととなっています。この団体は、一般社団法人での参入ですので、一般的には報告書を求めません。地元の農業委員さん、推進委員さんも指導的な立場でいらっしゃるので、問題なく営農されると思われます。

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第5号3番はそのように決定いたしました。

続いて、1番及び2番、4番から12番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは本件は、計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、1番及び2番、4番から12番はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹

議案書の26ページをお開きください。

報告事項 非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

1番、申請地は奥戸町地内の畑、現況 宅地、面積658㎡、願出の理由は、昭和29年頃に農家住宅を新築し、宅地として利用しているで、受付の日付は令和3年2月22日、処理の日付は同じく2月25日です。現地確認は事務局と小山委員で行っております。

続きまして2番、申請地は大沼田町地内の畑、現況 宅地、面積13㎡、願出の理由は、昭和45年頃、住宅の新築と北側市道の拡幅に伴いブロック塀を設置し、宅地の一部として一体的に利用している。で、受付の日付は令和3年2月24日、処理の日付は同じく3月2日です。現地確認は事務局と清水委員で行っております。

続きまして3番、申請地は羽刈町地内の畑、現況 宅地、面積585㎡、願出の理由は、昭和45年頃に住宅を新築し、宅地として利用しているで、受付の日付は令和3年3月5日、処理の日付は同じく3月8日です。現地確認は事務局と長谷川議長で行っております。

続きまして4番、申請地は葉鹿町地内の田、現況 宅地、面積251㎡、願出の理由は、昭和41年頃隣地に住宅を新築し、宅地の一部として一体的に利用しているで、受付の日付は令和3年3月9日、処理の日付は同じく3月9日です。現地確認は事務局と柏瀬委員で行っております。

以上報告いたします。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第10回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時15分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年4月26日

足利市農業委員会

3番委員

12番委員